

役員等報酬規程

令和元年7月1日 適用

社会福祉法人 東晴会

社会福祉法人東晴会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東晴会の役員等の報酬について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 苦情解決第三者委員
- (5) 役員選任推薦委員会委員
- (6) 評議員選任・解任委員会委員
- (7) その他、理事長が必要と認めた者

(出席報酬)

第3条 役員が、理事会・評議員会出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
理事・監事	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
評議員	5,000円

3 苦情解決第三者委員が苦情解決委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
苦情解決第三者委員	5,000円

4 役員選任推薦委員会委員が、役員選任推薦委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
役員選任推薦委員会	3,000円

- 5 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
評議員選任・解任委員	3,000円

- 6 その他、理事長が必要と認めた者が会議等に出席したときは次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
本部会議等	3,000円

（役員及び評議員の勤務報酬）

- 第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて研修会・会議等への出席業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において研修会・会議等への出席業務にあたった場合は、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
県内	3,000円
県外	5,000円
宿泊を伴う出張	日当+旅費・宿泊費実費支給

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監査業務にあたった場合は次により報酬を支払うものとする。

	報酬（日額）
監事監査業務報酬	7,000円

（報酬の支給方法）

- 第5条 報酬については、当該日に現金にて支給するものとする。

（改廃）

- 第6条 この規程は評議員会の議決を得て改廃する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から適用する。

よって、平成29年7月1日適用の役員及び評議員等旅費規程は廃止する。